

第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加

(消火器に関する基準)

第37条 令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次の各号に掲げる場所には、令別表第2においてその消火に適応するものとされる消火器を設けなければならない。ただし、令第10条第1項各号に掲げる防火対象物又はその部分に存する場所については、この限りでない。

- (1) 火花を生ずる設備のある場所
- (2) 変電設備、発電設備その他これらに類する電気設備のある場所
- (3) 鍛冶場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所
- (4) サウナ設備のある場所
- (5) 溶接又は溶断の作業をする場所
- (6) 動植物油、鉱物油その他これらに類する危険物及び可燃性固体類等を煮沸する設備又は器具のある場所

2 前項の規定により設ける消火器は、令第10条第2項及び第3項の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、場所的な出火危険性に着目して、初期消火のための消火器を設けさせようとするものである。

なお、本条の解釈及び運用については、「消火器具の取扱いに関する運用基準」(2019年(平成31年)3月26日制定)によるほか、次によること。

1 第1項

(1) 適用対象

本項で規制を受けるのは、令別表第1に掲げる防火対象物又はその部分で、令第10条第1項の適用を受けない防火対象物又はその部分に存する本項各号に定める場所をいう。したがって、複合用途防火対象物の場合、令第9条の規定により、令第10条第1項の規定の適用を受けない部分に本項各号に定める場所が存する場合は、本項の規定の適用を受けるものであること。(図37-1参照)

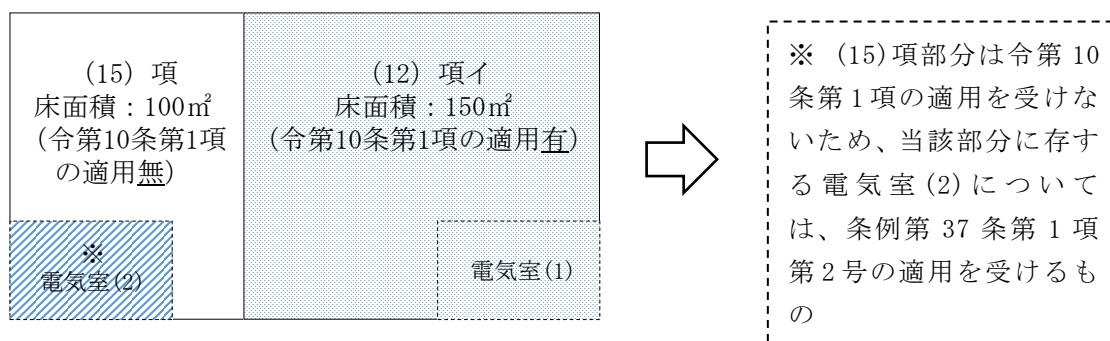


図37-1

(2) 「火花を生ずる設備のある場所」とは、グラビア印刷機、ゴムスプレッダー、起毛機、反毛機、製綿機その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放

出する設備のある場所をいう。

なお、当該場所の範囲については、設備の取扱上必要最小限度の周囲の場所を含めるものとする。(以下第4号から第6号までにおいて同じ。)

- (3) 「**サウナ設備**」とは、条例第7条の2に規定する設備をいう。
- (4) 「**溶接又は溶断の作業**」とは、一定の事業目的に従って反復継続される作業をいう。
- (5) 「**煮沸する設備又は器具のある場所**」とは、営業を目的とした揚げ物等を調理する設備等のある場所又は工場等で可燃性固体類等を加熱又は煮沸する設備のある場所のことで、煮沸する設備とは、必ずしも沸点に達することを目的とした設備を示すものではない。

2 第2項

消火器の設置及び維持に関する技術上の基準については、令第10条第2項及び第3項の規定の例によることを定めたものである。